

# 生衛三又大分

大分県生活衛生  
営業指導センター  
大分市長坂町  
1-12-3  
電話097-537-4858

## 受動喫煙防止対策について

国では、平成二十四年一月二十九日、「受動喫煙防止対策の徹底について」(厚生労働省健康局長)を発出し、都道府県知事等に対し、平成二十二年健康局長通知で示した基本的な方向性等を踏まえた受動喫煙防止対策の徹底について、改めて、関係方面への周知及び円滑な運用を図るよう配慮を求めている。

受動喫煙防止対策の基本的な方向性等に踏まえて行われている現在の取組み、受動喫煙防止に関する国及び県の支援事業、日本政策金融公庫による受動喫煙防止資金(健康・福祉増進貸付、特例貸付)はどのようなものか見てみよう。

### 一 受動喫煙防止対策に関する各種支援事業について

#### 1 厚生労働省の対策

##### (1) 受動喫煙防止対策助成金制度

この助成金は、顧客が喫煙できることをサービスマスに含めて提供している旅館、料理店又は飲食店を営む中小企業に対し、喫煙室の設置等の取組に対し助成することにより受動喫煙防止対策を推進することを目的としています。

##### ア 対象事業主

○ 労働者災害補償保険の適用事業主であつて、  
○ 旅館業、料理店又は飲食店を営む中小企業事業主※であること。

※料理店又は飲食店については常時雇用する労働者が50人以下又はその資本金の規模

ウ 助成率、助成額

が5,000万円以下、旅館業については常時雇用する労働者の数が100人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下。

##### イ 助成対象

○ 一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費

○ 喫煙室以外に、受動喫煙を防止するための換気設備の設置等の措置に必要な経費

※工事前に「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画」を策定し、所轄都道府県労働局長の認定を受ける必要があります。

※喫煙室等の要件については、支給要領の第5の1の(ウ)を参照。

### 二 受動喫煙防止資金(健康・福祉増進貸付、特例貸付)はどのようなものか見てみよう。

喫煙室の設置等に係る経費のうち、工費、設備費、備品費及び機械装置費等の4分の1(上限200万円)

##### エ 申請書等提出先

都道府県労働局労働基準部健康安全課(又は健康課)

##### (2) 受動喫煙防止対策に関する技術的支援事業

ア 職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者の方を支援するため、労働衛生コンサルタント等の専門家が、現在の喫煙状況、事業の内容、建物の構造といった職場環境に応じた適切な対策が実施できるよう、個別に相談・助言を行っています。費用はいずれも無料です。

(ア) 専門家による電話相談窓口  
・受動喫煙防止対策のための計画、実施体

との比較により、職場の空気環境の基準を満たしているか確認できます。

制、問題点等に関する相談(ソフト面)

・受動喫煙防止対策のための施設・設備等に関する相談(ハード面)  
相談ダイヤル  
050・3537・0777  
受付時間…平日  
9:00~17:00  
12:00~13:00  
(を除く)  
費用等…無料

#### (イ) 実地指導

電話による相談のみでは十分な対応が困難と判断される場合には、希望を確認し、実地指導(無料)を行います。

##### イ 受動喫煙防止対策に関する職場内環境測定

ア 職場の受動喫煙防止対策の測定のための機器の貸与  
タバコ煙の濃度及び喫煙室の換気の状態を把握し、職場における効率的な受動喫煙防止対策を行うために必要な測定機器として、デジタル粉じん計及び風速計の無料貸与を行います。(貸出機器の往復の送料のみ負担が必要です)

※初めての方も簡単に測定でき、測定結果

## 二 受動喫煙防止資金(健康・福祉増進貸付、特例)について

日本政策金融公庫国民生活事業の生活衛生貸付では、店舗など多数の人が利用する施設において、タバコの煙を防止するために必要な設備投資について、特別の融資が設けられています。

1 ご利用いただける方  
飲食店営業、喫茶店営業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、一般公衆浴場業またはサウナ営業を営む会社・個人

2 資金の使いみち  
店舗など多数の人が利用する施設において、他人のタバコの煙を吸わされることを防止するために必要となる施設・設備

##### (メモ)

平成二十二年健康局長通知に示されている受動喫煙による健康影響  
流涙、鼻閉、頭痛等の諸症状や呼吸抑制、心拍増加、血管収縮等生理学的反応等に関する知見が示されるとともに、慢性影響として、肺がんや循環器疾患等のリスクの上昇を示す疫学調査があり、IARC(国際がん研究機関)は、証拠の強さによる発がん性分類において、タバコをグループ1と分類している。また、受動喫煙により非喫煙妊婦であっても低出生体重児の出産の発

生率が上昇するという研究報告がある。  
また、国際機関や米英をはじめとする諸外国における公的な総括報告においては、受動喫煙の煙中には、ニコチンや一酸化炭素など様々な有害化学物質が含まれており、乳幼児突然死症候群、子どもの呼吸器感染症や喘息発作の誘発など呼吸器疾患の原因となり、特に

	振興事業貸付の場合	一般貸付の場合
融資限度額	通常のご融資額 + 3,000万円 (注) 福祉増進資金とあわせて3,000万円以内	
ご返済期間	18年以内	15年以内 (一般公衆浴場業の場合は30年以内)
利率(年)	【特利C】	【特利B】 (一般公衆浴場業の場合は【特利C】)
保証人・担保	ご融資に際しての保証人、担保(不動産、有価証券等)などにつきましては、お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。	

ご利用にあたっては、都道府県知事の「推せん書」(申込金額が300万円以下の場合には不要です。)または振興計画認定組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。  
ご返済期間、担保・保証人の有無などによって、異なる利率が適用されます。

親の喫煙によって、子どもの咳・たんなどの呼吸器症状や呼吸機能の発達に悪影響が及ぶなど、様々な報告がなされています。

## 景気動向等調査(2014年4~6月)「特別調査結果」について

景気動向等調査(2012年4～6月期)「特別調査結果」について

平成二四年九月二六日、日本政策金融公庫国民生活事業本部生活衛生融資部より、景気動向調査の特別調査として行われた「シニア層の集客に向けた取り組みの実施状況」、金融機関との取引状況及び「受動喫煙防止対策の実施状況」についての調査結果が発表されております。

調査時点…平成24年7月中旬

調査方法…個別訪問面接

調査対象…生活衛生関係  
営業3281  
企業

一 シニア層の集客に向けた取り組みの実施状況  
○シニア層の集客に向けた取り組みの実施状況は、「現在、何らかの取り組みを実施している」21.1%、「必要性は感じているが、実施していない」37.7%、「必要性を感じておらず、実施していない」41.2%となっている。  
○取り組みの具体的内容は、「シニア層に特化した商品・サービスの開発、提供」が39.1%と最も高く、次いで、「シニア層を対象とした割引サービスの実施」29.7%、「出張・配達サービスの実施」22.0%となっている。

また、これらの取り組みの利益獲得への貢献度は、「かなり貢献している」(18.8%)「ある程度貢献している」(46.2%)を合わせ貢献している割合が65.0%となっている。

二 金融機関との取引状況  
○1年前と比べた借入金残高の増減動向は、「増加した」13.3%、「ほとんど変わらない」24.8%、「減少した」61.9%となっている。現在の借入金残高についての意識をみると、「過大である」30.9%、「適正である」61.3%、「過小である」7.8%となっている。

○金融機関を選択する際の重視点は、「借入金利が低い」が55.6%と最も高く、次いで、「日頃からつきあいがあつた」34.3%、「担保や保証条件が柔軟」27.6%となっている。

三 受動喫煙防止対策の実施状況(飲食業、理容業、美容業、映画館、ホテル・旅館業、公衆浴場業を対象とした調査)  
○受動喫煙防止対策の実施状況は、「全面禁煙している」(15.3%)、「喫煙と禁煙エリアの区分けによる分煙を行っている」(8.6%)など、対策を実施している割合が30.4%

「必要性は感じているが、禁煙や分煙の対策はしていない」33.0%、「必要性を感じておらず、禁煙や分煙の対策はしていない」36.7%となっている。

○「必要性は感じているが、禁煙や分煙の対策はしていない」と回答した企業に対して、理由を尋ねたところ、「スペースの関係から難しいため」が58.6%と最も高く、次いで、「利用客の減少が心配なため」41.9%、「費用がかかるため」15.1%となっている。

○受動喫煙防止対策の実施による経営への影響は、「プラスの影響がある」26.3%、「マイナスの影響がある」8.2%、「特に影響はない」(49.1%)、「わからない」16.4%となっている。影響の具体的内容は、「女性の非喫煙客の利用増加」が39.5%と最も高く、次いで、「子供連れの非喫煙客の利用増加」36.4%、「喫煙客の利用減少」29.3%となっている。

\*本調査において、シニア層とは、概ね60歳以上の方とされている。  
旅館業法施行条例等の一部改正について  
平成二四年二月二一日

付けて、旅館業法施行条例及び大分県公衆浴場法施行条例が次のとおり改正されたことが、大分県報(平成24年号外144)で公示されております。

これは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により旅館業法及び公衆浴場法が改正されたことに伴い、都道府県から保健所設置市に権限が移譲されることになったため大分県条例で定めていた関係規定部分を削除する改正です。中核市として保健所を設置する大分市は、逆に、同市の条例で該当規定を整備することとなります。

これらの改正は、法と条例間で規定の整合性を図るための改正で、旅館業法及び公衆浴場法の規定の実質はこれまでと何ら変わるものではありません。

一 改正の内容

(一) 旅館業法施行条例

「第7条 旅館業法第九条の2の規定により、県が処理することとされる事務を中核市が処理する場合におけるこの条例の規定の適用については、第四条第二項第十二号二中「知事」とあるのは「中核市の長」とする。」を削除する。

(二) 大分県公衆浴場法施行条例

「第7条 公衆浴場法第七条の規定により、県

が処理することとされている事務を中核市が処理する場合におけるこの条例の規定の適用については、第三条第一号及び第二号、第五条第二項第四号並びに第六条第一号二中「知事」とあるのは「中核市の長とする。」を削除する。

二 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号。)による旅館業法及び公衆浴場法の一部改正に伴い、規定を整備するため。

三 施行期日

公布の日(平成二四年二月二一日)から施行する。

景気動向調査  
2012年10～12月期

平成二五年一月三二日、日本政策金融公庫国民生活事業本部生活衛生融資部より、2012年10～12月期の生活衛生関係営業の景気動向等調査結果が発表されました。

この調査は、全国の生活衛生関係営業の主な業種について、その景気や設備投資の動向などを把握するため、日本政策金融公庫が定期的に(年4回)実施しているものです。

(注)DI=良い(増加)黒字・好転)企業割合

—悪い(減少・赤字・悪化)企業割合

調査時点…2012年12月上旬

調査方法…個別訪問面接  
調査対象…生活衛生関係営業3252企業

有効回答企業数…3087企業  
(回答率94.9%)

(業種内訳)

飲食業、映画館、食肉・食鳥肉販売業、ホテル・旅館業、氷雪販売業、公衆浴場業、理容業、クリーニング業、美容業

景気の動向について

今期(2012年10～12月期)の売上、採算、業況の各DIは、▲42.2(前期比 1.9ポイント低下)、▲21.9(同3.0ポイント上昇)、▲28.5(同 1.3ポイント上昇)となりました。前年同期に対しては、業況DIは 2.2ポイント上昇した一方、売上DIは 6.7ポイント、採算DIは 4.1ポイント低下しました。業況DIは 12期連続で前年同期を上回りましたが、売上DIは2期連続、採算DIは3期連続で前年同期を下回りました。

生活衛生関係営業の景況は、依然として厳しく、かぎりが見られません。

【特別企画】

(3) 成長性の分析

ア 均衡成長と不均衡成長  
売上が増加していれば、その企業は成長しているといふことになる。

しかし、成長には、均衡成長と不均衡成長がある。すなわち、売上の伸びと使用資金の増加とが均衡を保ちながら企業が発展を続けていく場合は均衡成長であり、売上高の伸びを使用資金量の増加が超えた場合には不均衡成長である。

成長性は、売上高の伸び率、利益の伸び率及び自己資本の伸び率でみるが、その成長が均衡成長であるか否かの観点からの吟味が必要である。

イ 異常成長と過剰投資

資金繰りが苦しい、必要以上に経費が増大している等、これらは、いずれも売上高の増加に対して、設備投資の異常な増大である場合が多い。

また、こうした固定資産の増大だけでなく、不良在庫や不良在庫の発生などが原因であることもある。

設備投資は、企業発展の原動力ではあるが、過剰投資となっていないかどうか、設備投資が資金繰りを圧迫して深刻な状態を招来する懸念がないかなど、目先の成長にとらわれないことと慎重に検討する必要がある。

売上高の伸び率、利益の伸び率及び自己資本の伸び率とが、バランスしているかどうかをみなければならぬ。

ウ 理想的な成長性

数年に渡る売上高と資産総額の成長と均衡の状況に関して、不均衡成長、過剰投資といった観点から、成長性の側面である、売上高、投下資本、利益、人員、設備などあらゆる面の可能性や有効性、効率性を分析・検討し、適切な企業戦略を構築する必要がある。

今回は、「費用効率の分析」を掲載の予定です。